

◆ 論文

「組合」から「法人」への歩みとしての イギリス東インド会社

— 大塚久雄『株式会社発生史論』の再検討(4)—

中京大学経営学部教授 中 條 秀 治

The Process of the transition of London East Indian Company from Union type company to Corporation:

Review of Hisao Otuka's "Theory of the Birth of Corporation"

Chujo, Hideharu (Professor, Chukyo University)

キーワード

株式会社発生史, 合本組合 (joint-stock company), 制規組合 (regulated company),
ロンドン東インド会社, corpus mysticum (神秘体), 偽似 joint-stock company

- I はじめに
 - II 初期ロンドン東インド会社における第一次合同 (1650) までの経営実態と会社形態
 - 1 ロンドン東インド会社の成立および第一次合同の経緯
 - 2 初期ロンドン東インド会社の経営実態
 - (1) 企業職能の所在
 - (2) under-adventure 制の導入
 - (3) 利潤の分配と損失の分担および責任形態
 - (4) 株式制の萌芽
 - 3 初期ロンドン東インド会社の会社形態
 - III クロムウェルの「新合本」後の経営実態と会社形態
 - 1 1657年のクロムウェルの「新合本」
 - 2 クロムウェルの「民主化」政策下の経営実態
 - (1) 「民主的総会」の成立
 - (2) 会社組織としての重役団
 - (3) 利益金の処分方法
 - (4) 責任形態
 - 3 クロムウェル改組後の会社形態
 - IV 王政復古後のチャールズ二世下における経営実態と会社形態
 - 1 チャールズ二世の「破産者に関する布告」
 - 2 チャールズ二世下における経営実態
 - (1) 民主的構成の総会—出資額に応じた投票制—
 - (2) 分割制から配当制へ—永続的資本—
 - (3) 取締役会の成立
 - (4) 全社員の有限責任制
 - 3 チャールズ二世下の会社形態
 - V おわりに
- 参考文献

I はじめに

わたくしは、「株式会社(corporation)の起源」をキリスト教に起源をもつ corpus mysticum であると確信している。すなわち、人間からなる「組合」という古き会社観とは別のものとして、人に非ざる観念体を立ち上げる corpus mysticum の概念が「法人」という新たな会社観として生み出され、それが社会制度体として高度に発達した段階に進んだものが株式会社であると考えている。

corpus mysticum は、元々は死して復活した「キリストの体」を意味したものであるが、その用語がもつ「死ぬことのない存在」あるいは「永遠なる存在」という意味のゆえに、歴史的にはまずは教会が、そして次には国家が自らを corpus mysticum として位置づけ、やがて「永続する制度体」としての仕組みを構築することを希求する中世の都市や大学さらには株式会社へと援用されてゆく(中條, 2013)。

わたくしは、会社観における corpus mysticum の展開として株式会社を考えており、このような観点から「株式会社の起源」までさかのぼる中で、corpus mysticum の痕跡を近代株式会社の成立過程に見つけようとしているのである。

先回の論文では株式会社の起源とされるオランダ東インド会社を取り上げ、オランダ東インド会社の会社観が「人の結合」としての「組合型」か、人以外の「corpus」を立ち上げた「法人型」かのどちらであるかを検討した。その結論は、以下のようなものであった。

「オランダ東インド会社は先駆会社の連合体した国策会社であり、その組織形態はシンジケートとしての組合、つまり『人的結合』の会社観であった。……会社観という観点でこれを評価すると、オランダ東インド会社という『組合型』の会社観(company)の延長線からは、『法人型』の株式会社(corporation)の会社観が出てくることは論理的にむづかしいと言えそ

うである(中條, 2016)」。

そこでの私の結論はオランダ東インド会社には corpus mysticum の発想そのものが見られず、corporation の起源とはなりえないというものであった。しからば、株式会社 corporation の起源はどこにあるのか。

本稿では株式会社の起源とされるもう一つのものであるロンドン東インド会社を取り上げ、近代的株式会社が誕生する前段階としての joint-stock company の企業形態の成立の過程およびその特質について検討しようと思う。ここでは、ロンドン東インド会社の発展史をたどり、人的結合としての会社観(company/組合型)が、人以外の corpus(体)を立ち上げる会社観(corporation/法人型)にどのように変化していったのかを検討しようとする。

II 初期ロンドン東インド会社における第一次合同(1650)までの経営実態と会社形態

1 ロンドン東インド会社の成立および第一次合同の経緯

1599年9月22日に、レヴァント会社のトーマス・スミス(Thomas Smyth)およびリチャード・ステーパー(Richard Staper)その他のロンドン商人団が中心となって、オランダ商人の「フォール・コンパニーエン」にならって一大貿易会社であるロンドン東インド会社の母胎が成立する。「記録によれば、設立せらるべき会社企業への出資として申込まれた金額は総計30,133ポンド6シリング8ペンスに上り、かつそれは101の『持分』adventureまたは『株』shareに分かれていた」という¹⁾(大塚, 第一巻, pp.442-443)。

翌9月24日には第一回の「総会」general assembly が開催され、15名の「取締役」committee or directors が選出され、翌25日の「取締役会」にては、取締役団は二つのグループにわかれ、一つは航海のために、「他はエリザベス女王よりの特権獲得、特にレヴァント会社にならって joint-stock company として、イン

コーポレート（すなわちカムパニーとして法人化）されんがために活動」を始めたという（大塚, pp.444-445）。

インコーポレート要求の理由は、「『インド貿易は、本国より極めて遠く隔たれるものなるがため、a jointed and a united stockⁱⁱを形成してのみ営まれうが故に、貿易業者に永続的な特権を許可し、カムパニーとしてインコーポレートすることを請願ⁱⁱした」（大塚, p.445）というものであった。

この請願は、「当時イギリスの対スペイン外交関係が緊張していたことの結果」、全く予期に反して privy Council により拒絶され、航海の実現は延期されることになる（大塚, p.445）。

約一年後の1600年12月31日、「エリザベス女王より15年期限のインコーポレートの特許状が賦与せられ、カムパニーの外枠をもつ joint-stock company としての東インド会社が成立する」（大塚, p.447）が、それまでの間に、会社は「インコーポレートによる joint-stock company 制への編成替えの準備として、17名の取締役制を廃止して、『1総裁』1 governor および『24理事』24 assistants によりなる『重役制』governor assistants を採用し、初代の総裁としてはトーマス・スミスが選出せられた」（大塚, p.446）という。

ここで注目すべきは、永続的営業の主体としての「法人会社」（incorporated company）が会社設立時より目指され、それが形式的には実現していたという事実である。この「会社の法人化」という発想は、オランダ東インド会社にはない発想であること確認しておくことは重要である。

しかし、会社が法人化（incorporated）されたというが、その会社名は「The Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies」、つまり「総裁とロンドンの商人仲間」という人的結合の組合的色彩の強いものであり、法人格の有無を表記または強調するものではなかった。

形式的には法人会社となって出発したものの、現実には、「1601年4月1日の総会以来種々

の経緯を経て、ついに全メンバーの出資によりて成立すべき所定の会社企業の設定は沙汰済み」となり、「計画は一転して、全メンバーすなわちいわゆるフリー・メンのうち現実に払込を希望する者のみよりなる当座的な個別的会社企業（limited joint-stock）がいわば副次的に設立」（大塚, p.449）されただけという結果に終わる。それが東インド会社の名において第一航海を行い、そして「この個別企業に出資せるもののみが当然その利潤に与りかつ損失を分担することとなった」（大塚, p.449）のである。

「かくて東インド会社はもはや何ら会社企業ではなく、むしろ上述のような副次的会社企業へ出資しうる特権をもつところの『フリー・メン』の団体、いわば一種の制規組合に後退してしまった」（大塚, p.449）のである。

1601年の春の第一航海は、当座企業（terminable stock）であり、帰航とともに清算せられ一回限りで解散された。

航海の清算・解散の様式について言えば、「商船隊が帰航し、その商品の競売が終ると、……原則として、資本金は利潤とともにその出資の割合に応じて分割され、払戻される。……およそ『配当』dividend という独立した観念はなく、一般に『分割』division とよばれて、資本金は利潤とともに原則として清算せられ、払戻された」（大塚, p.453）。

1601年の秋には第二航海が計画されたが、第一航海の成果が未知であり特に悲観的であったため、出資申込者が少ないと予想されたため、「総会において『出資最低額を100ポンド』の低きに定め、しかも『誰人も出資申込以上に負担あるいは払込を督促されえない』ということが議決」（大塚, p.450）されている。

1607年には第三航海が形成されたが、1606年に帰航した第二航海の商船隊の成果が大成功であったため、「第二航海の出資者を中心に、カムパニーの他のフリー・メンの出資が加えられ、商船隊が出帆」（大塚, p.450）した。

1608年の第四航海および1609年の第五航海以来、東インド会社への投資は一つの流行となる。

海外貿易の巨利に目覚めた国王ジェームズ一世は、これを積極的に援助し、利用する態度に出る。15年の期限のエリザベス女王の特許状を更新し、「永久的」なものとし、かつ「独占権」をより強固なものとする。しかも、近臣の有力なグループを重役団に送り込んでみいる。

1612年の第八航海は「最初の joint-stock」とも呼ばれる。この航海においては、これまで別々の「個別企業」(separate joint-stock)として航海に出資していた各グループがすべて相集って一つの企業を設立し、この航海を実現したためである。すなわち、メンバー全員の資本の結合が1612年の第八航海で実現するのである。そして、翌1613年にはいわゆる「第一次合本」(the First Joint-Stock)が成立する(大塚, p.451)。

この第一次合本の背景には「永続的資本」が求められたということがある。イギリス東インド会社は、1612-13年にはポルトガル勢力を駆逐し、インド西部湾岸のストラトに永続的な支店(factory)を設置するに至るが、大塚は史家ハンターの言葉を引用しつつ、「これこそ、本国における joint-stock 制確立の主要な内部的原因である」(大塚, p.470)と分析している。

この合本企業制は1613年より1657年におけるクロムウェルの改組に至るまで続くが、合本企業制が個別企業制に完全に取って代わったわけではないことも確認しておく必要がある。

1639年に東インド会社は、不況打開のため、新たなかつ資本豊富な企業設立を計画したが、第三次合本の清算を目前にひかえて、チャールズ王の財政は、最終的には東インド会社に対する莫大な負債を未済にしたまま破産する。このような逆風により、東インド会社はまた古き「個別企業制」へ一時的に退却することになる。すなわち、1641年には、合本企業制と別に、個別企業として「第一次特別航海」が設立され、1648年には「第二次特別航海」が設立されている(大塚, p.478)。

1649年には東インド会社とコートン会社の合併の議がおこり、1650年には議会にて「東インド貿易は一合本にて経営せらるべき旨」が

決議せられ、「合同合本」the United Joint-Stock が成立する(大塚, p.479)。

2 初期ロンドン東インド会社の経営実態

ロンドン東インド会社に参加していた諸個別企業の企業職能が誰に属し、利潤がどのように分配され、出資者の責任がいかなる形態をとっていたかの概略をたどることにしよう。

(1) 企業職能の所在

企業職能の遂行は、「総裁・理事」なる機関によってなされた。「総裁および24理事」は、本来は外廓たるカムパニーの機関であるが、これが個別企業に押し付けられた。「マインズ・ロイヤル会社などの『総裁・理事』が単に外見のみの会社機関であったのと異って、東インド会社のこの重役団が実質的にも会社機関の職能をはたしていた」(大塚, p.464)という。

各個別企業の経営および利潤の分配について支配力をもっていたものは、カムパニーの重役団(総裁および24理事)である。要するに、「外廓たるカムパニー(制規組合)の重役が同時に各個別企業の機能資本家としてあらわれ、各個別企業を設立し、商船隊の艀装・積荷を行い、帰り荷を販売し、そして清算と分割とをなした」(大塚, p.455)のである。1609年以降は「総裁および理事」に対して、「謝礼」honorary を決議することが習わし(大塚, p.459)となったという。

この重役団はいかにして選任せられたかについては、毎年7月に開催される全フリー・メンより「カムパニーの選任総会」が行われ、自由な投票ではなく「挙手制」による多数決によって選出されたため、有力者が再選されたという(大塚, p.455)。

個別企業は「カムパニー総会」とは別に、自己に対する出資者よりなる「出資者総会」を備え、ここでは一人一票の多数決の決議が民主的に行われたという事例を大塚は紹介している(大塚, pp.456-457)。

(2) under-adventure 制の導入

第四航海において under-adventure の制度が導入されたが、これは大塚の用語法でいう「分散型マグナ・ソキエタス」である。すなわち、匿名の出資者が特定のソキエタス社員に投資する形式であり、会社への実際の出資はソキエタス社員個人からのものとしか見えない形式である。

1607-12年の第三航海から第八航海においては、出資額の最低限が500ポンドに上げられ、本来の出資者（principal adventurer）の背後にあって彼の名義で間接に出資する匿名出資者（under-adventurer）をもつ出資形態が許された。つまり、under-adventurers は自己の名義でなく、当然に、principal adventurersのごとくに「出資者総会」において投票し決議に参加する権能をもたない。換言すれば、彼らは当該個別企業に対して何らの支配力をもたず、全くの無機能な持分資本家の地位に立つもであった」（大塚、pp.456-457）。

「出資者総会」の変質は会社形態史上いかなる意味をもったか。

第三航海にいたるまでの個別的企業はその根幹において全出資者の合議制の上にたっていた。この「全出資者の合議制」は外ならぬソキエタス（合名会社）の原理である。この原理が第四航海において消失したのである。

第四航海は、中枢に重役団および主要出資者団が支配者のソキエタスとして存在し、これを巡って夥しい数の無機能な under-adventurers が集中されている「分散型のマグナ・ソキエタス」を形成する。そして、大塚は、「その後の個別諸企業は『集中型のマグナ・ソキエタス』と規定せられるべきであろう」（大塚、pp.458-4459）と書いているが、「集中型のマグナ・ソキエタス」は「会社そのもの」への投資となることであり、これは少額株が多数流通するような状況下で「株」自体の売買が本格化すれば、当然に予想される変化である。

大塚は、この時期の会社形態について、「会社企業としての諸合本企業が事実上マグナ・ソキエタスであったことはほぼ明白である」

（p.486）と断言している。また、「1640年頃以後の合本においては『総会』が次第に支配力を増大し来り、先駆会社形態のままですでに民主的構成への推移の気構えを示しさえしていた」（p.486）とも指摘する。マグナ・ソキエタスの上に、「出資者総会」と「株式制」を具えた「先駆会社形態」に到達していたのである。

(3) 利潤の分配と損失の分担および責任形態

利潤の分配についてみると、「出資者はすべて株券の文言通りに、一定の配当率に従い、出資額に応じて、元金の払い戻しともろともに『分割』なる形で配当をうけとった」（大塚、pp.459）という。

「損失に対する責任については、重役である」と一般出資者であるとを問わず、ともかく、「出資額に比例して」pro rata 無限に課せられたと見るべきである。というのは、「他のカンパニーやパートナーシップと同様、必要なる費用をば時に応じて『出資額に比例して』強制的に『徴収』あるいは『追徴』するという制度があったからである（大塚、pp.459-460）。

また第二航海設立の計画に対しては出資申込が不足し、第一航海の出資者に100ポンド以上の出資が強要され、かくして成立した第二航海を第一航海と合併せざるをえなくなる。

1603年6月23日の総会にて、総会は船員に対する支払の責に任ずべきことに加えて『総会は以後……充用すべき金額をば、各出資額の割合に応じて徴収すること……』が議決されていることなど、無限責任が規定せられていたという。

「かかる『徴収』の規定は上述の under-adventurers にも principal adventurer を介して間接にはあるが一般に適用されたものと見らるべきである」（大塚、p.460）と大塚は追記している。

「諸個別企業においては、人的無限責任と異って、出資額に比例した間接責任なる形をもつ特殊イギリス的な『徴収』なる姿をとっていたにもせよ、制度として全出資者の無限責任制が存在していた」とし、「法律解釈上の疑義はとも

かくとして経済学上明白にそう考えらるべきである」(大塚, p.460)というのが大塚の意見である。

しかし第二航海に関して、「1601年9月13日の記録に『何人も出資申込以上に負担あるいは払込を督促されることはない』とあって、『全出資者の有限責任』を示している」(大塚, p.461)という。しかしこれは、「出資申込者の少きを防ぐためになされた全く一時的の規定であったようで、その後1662年に至るまでかかる規定を見ず、したがって制度としての全社員の有限責任制の確立ではないから、株式会社への推転などということではできない」(大塚, p.461)と大塚は結論付けている。

「各個別企業 (separate stock) の出資者は、制度としては、ともかく全社員が無限責任をおうものであった。しかしながら、かかる外面上の原則はともあれ、この無限責任的『徴収』が果して一般出資者の隅々に至るまで事実上の効果をもっていたかといえば、必ずしもそうではなかった」(大塚, p.461)と大塚はいう。つまり、形式上は無限責任となっていたが、実質的には有限責任と同じような状態であったというのが、大塚の説明である。

この実質的な無限責任の説明として、「重役団もその背後の政府もまた、『徴収』および『追徴』を一般出資者に強制する実力もまた意志をもたなかった」とし、また第四航海で登場する under-adventurer, すなわち出資が間接的かつ匿名である出資者に対しては、「徴収」を強制することはなおさら困難であったという。「かくて、重役団およびこれと近き主要出資者団以外の、一般出資者群の責任は法制上はともあれ、事実上「有限責任」に近づいていたと見ることができる。この under-adventurer なる制度は、無機能な持分資本としての「コンメンダ」であるとされる (大塚, p.462)。

責任問題の結論としては、「このように、各個別企業 (separate stock) においては、外形上各出資者は特殊イギリス的な『徴収』なる形の間接的・比例的な無限責任を負うべきことになっていたが、事実上は機能の分化に相応して、

機能的支配者団たる重役団および主要出資者団には無限責任を、持分資本家たる一般出資者群には有限責任を、という責任形態の分化が事実上の傾向として存在した」(大塚, p.463)ということになる。

(4) 株式制の萌芽

「持分」ないし「株」が株式制への萌芽を示しており、この「持分」は譲渡可能であった。譲渡の方法は、「総会」の決議をへるという煩わしいものであったが、私の取引も行われたようである (大塚, pp.464-465)。

「株券」については、第一航海の準備にとりかかっていた1601年の重役会の記録に、各出資者にカンパニーの「印章」のある「株券」を交付すべきこと、およびその形式についての議事がしるされているという (大塚, pp.466-467)。

合本企業制でも、個別企業制の場合と同様、いわゆる「株券」が見出され、「出資および配当に対する請求権」が明確となっており、「すでにまさしく『配当証券』の萌芽を形造っていた」(大塚, p.487)という。しかし、「あくまで萌芽にすぎず、重要な未完成な点を残していた」とも言い、「決算と配当とが清算と解散から事実上にも概念上にも区別せられていず、両者を一括して『分割』なる形式がとられ、「株券」には配当請求権と清算の際の出資払戻請求権とが未分化のまま化体されており、それだけ配当証券としての性質がいまだ不明瞭であった」(大塚, p.487)と指摘されている。

3 初期ロンドン東インド会社の会社形態

大塚は、ロンドン東インド会社が実質的に個別企業制であった時代については、「時に誤って云々されるごとき『株式会社』ではない」と明確に表現し、「それは、複雑なるカンパニー制の外被を取り去るならば、……明白に『先駆的会社形態』であった」と断言する (大塚, p.469)。

そして、合本企業制 (joint-stock) というこの新たな制度への移行期については、当座性

が消失したわけではなく、「時に及んで古き個別企業制すらその姿をあらわしく」として、「それはいわば当座の会社企業制から永続的の会社企業制への過渡的段階であった」（大塚，p.470）と評価している。

「1657年までの、特に1600-13年の東インド会社が、厳密な意味での joint-stock company ではなくして制規組合（regulated company）なり」との主張に賛意を表し、「これは純粹の制規組合でなくとも、決してそれはそれ自体一個の joint-stock company あるいは会社企業ではなかった」（大塚，p.439）と分析している。

すなわち、最初の法人化された特許状は1600年12月、「エリザベス女王より15年期限のインコーポレートの特許状が賦与せられ、カムパニーの外枠をもつ joint-stock company としての東インド会社が成立」（大塚，p.447）するが、「特許状によって与えられたカムパニー制の外枠の永続性と全く乖離して、この内容たる会社企業がかのオランダのフォル・コンパニーエンと全く軌を一にする当座企業であったことを、注意しておく」（p.454）と大塚は書いている。

大塚（pp.480-481）によれば、「合本企業」は、その出資の払込が数年にわたり数回に分割してなされ、その間は存続するが、その払込が完了するや、まもなく清算され分割せられた。その形式は当座企業であり、会社企業としては何ら完全な永続性をもたなかった。

「簡明にいつてしまえば、東インド貿易企業に出資しうる権利をもつところのいわゆるフリー・メンを包括する永続的な団体（body politic）として、まず外廓たるカムパニー（組合）が存在し、そしてその全メンバーが繰返しその出資を結合して当座の会社企業を設立する、という関係」（大塚，p.480）にあった。要するに、「外廓たるカムパニーは、設立当初よりすでに永続的な団体」であるが、「カムパニーと会社企業が觀念上にも制度上にも依然として別物」として存在していたのであり、「カムパニー内部に同時に二個以上あるいは数個の会社企業が並立」し、「同じカムパニーの全メンバー

が同時にいくつもの会社を組織していた」（大塚，p.480）のである。

大塚は、ロシア会社（Russia Company）、それからマインズ・ロイヤル会社（Company of Mines Royal）および、ミネラル・アンド・バッテリー・ワークス会社（Company of Mineral and Battery Works）、その他初期のレヴァント会社（Levant Company）、初期のアフリカ会社（African Company）などの諸 joint-stock companies について、「会社形態上ソキエタス（合名会社）、マグナ・ソキエタス（合資会社）あるいはせいぜい先駆会社形態であって、その実何ら株式会社ではなかった」（pp.438-439）としている。

特に、1600-1613年の東インド会社については、「厳密な意味での joint-stock company ではなくして制規組合（regulated company）」（大塚，p.439）という主張や「制規組合と joint-stock company との中間形態」（大塚，p.481）という主張があり、大塚自身は「純粹型の制規組合ではなくとも、決してそれ自体一個の joint-stock company あるいは会社企業ではなかったと考える」（大塚，p.439）と自らの考えを述べている。

大塚は、この時期の会社形態について、「東インド会社（イースト・インディア・カムパニー）はいまだ正確には会社企業でなく、むしろ組合であった」（大塚，p.481）と結論付けている。

この時代の企業形態を注釈なしで joint stock company と呼ぶことは正しくない。より厳密に用語を理解するなら、従来の個別的企業は、「制限的合本」limited joint-stock などと呼ばれるもので、本来の「合本」joint-stock は「カムパニーの全メンバー（フリー・メン）の出資よりなるもの、すなわち、カムパニーと会社企業の規模が一致」（大塚，p.471）する場合をさす用語なのである。

Ⅲ クロムウェルの「新合本」後の経営実態と会社形態

1 1657年のクロムウェルの「新合本」

イギリスの諸 joint-stock companies という会社形態は 17 世紀の半ばにいたるまでは多かれ少かれオランダの影響の下にあったが、政治上におけるオリヴァー・クロムウェルのプロテクトレート制確立とともに事情は一転する。すなわち、絶対王政下の前期的商業資本家層が新興産業資本家層の発達を抑止していた主要な手段は、「テューダー王朝以降、特に前期ステュアート王朝下において専制的な構成をもって再編成されたギルドすなわちカムパニー制、およびこれによる独占、であったが、ピューリタンのプロテクトレート政権はこれを廃止し、またそれが残存する限りにおいて民主的な構成に移行せしめ、解消の方向に向かわしめた」（大塚、p.491）のである。

1657年のクロムウェルの特許状による改組によって成立したのが「新合本」new general stock である。大塚は、新合本を「カムパニーと会社企業との規模の完全な一致および当座制の完全な揚棄」（大塚、p.495）と表現している。すなわち、従来のイギリス東インド会社において多かれ少かれ見られたような外廓たるカムパニー制と内容たる会社企業との規模の乖離は、クロムウェルの改組によって全く排除せられ、カムパニー制は永続的な会社企業の中に吸収しつくされ、東インド会社はここに全く一個の会社企業となるに至った。このカムパニーを吸収しつくした会社企業はそれ自身永続的なものとなった。

大塚（p.493）によれば、1654年にはおよそ三種の請願がクロムウェルのもとに集っていたという。まず、外部の商人からであり、東インド貿易の一般的解放、自由を要求するものであり、次なる請願は社員中の反対派からのものであり、彼らは純然たる制規組合への解消を主張していたという。最後は、重役団からの請願であり、彼らは joint-stock company 制の維持と

その特権強化に固執していたという。

クロムウェルは議会派として、貿易独占に反対する立場から特許状の更新を渋っていたようであるが、その間に東インド会社が経営難となるに及んで、厳しい海外貿易の現実を受け入れ貿易独占権を与える方向に舵をきる。すなわち、「『統一的な合本制』すなわち強固なる独占の会社企業制の最上なることを復命し、結局これが採用せられ」（大塚、p.493）、1657年に特許状が賦与されたのである。

2 クロムウェルの「民主化」政策下の経営実態

(1) 「民主的総会」の成立

大塚は、民主的総会が確立した意義を強調する。すべての出資者によって構成せられ、これが投票によって、重役団の選任をはじめ重要事項を決議する。投票方法は「挙手制」でなく「無記名投票制」となる。すなわち、500ポンド〔の出資〕ごとに一票の権利が与えられるなど、「完成した姿の株主総会」であるとしている（大塚、p.497）。このような総会の在り方に対して、大塚は、「イギリスの東インド会社はマグナ・ソキエタスあるいは先駆会社形態のまま民主的構成に移行した」（大塚、p.492）と評価している。

(2) 会社組織としての重役団

重役団は、「形式上は旧態依然たる『1総裁・1副総裁・24理事』制をとっているが、これかもはや『カムパニーの機関』に由来するものでなく、徹頭徹尾『会社企業の機関』」（大塚、p.498）となったという。

彼らは毎年、1000ポンド以上の出資者中の候補者から総会の多数決によって選出され、重役の任期としては、「理事中8人は選挙ごとに辞任し他の8人がこれに代ってえらばるべきこと、総裁および副総裁は一度に2年以上その地位に止りえない」（大塚、pp.497-498）との規定がある。

もちろん、「重役団（機能資本家的大株主団）の支配が消失したなどと決しているのではない」が、「むしろ、重役団の企業支配がもはや

専制的にはなされえず、民主的な総会の投票を通してなされねばならなくなったという事実」（大塚，p.497）が重要である。

（3）利益金の処分方法

「利益金の処分方法については、従前のごとく、まず重役団に賞与が贈与せられ、ついで利益金の主要部分が配当として分配」されたが、「賞与制の民主化および配当制の完成」（大塚，pp.498-499）が見て取れるという。

配当について見ると、「清算と決算、払戻と配当を未分化のまま包含するところの従来の『分割制』divisionから『配当制』dividend—すなわち利潤部分のみの分配—が確立」（大塚，p.499）したという。また、「1657年の総会の記録の中には、『配当は出資者に対して貨幣でのみなさるべきである』との規定もあり、現物配当の完全廃止が行われている（大塚，pp.499-500）。

（4）責任形態

責任形態については、株式会社の基本的特質たる「全社員の有限責任制」は右のクロムウェルの改組においてはいまだ現れず、その責任形態は依然として特殊イギリス型の「徴収」であった点も注目し得る。

大塚はいう。「王政復古の62年には明白な全社員の有限責任制が公定せられることを思い合わせるならば、やはり従前通りに全出資者が特殊イギリス的な『徴収』すなわち間接的無限責任を負っていたとみるべきではなかろうか」（大塚，p.500）。

しかしながら、この頃にもなお払込を必ずしも強制しえない、あるいは、一般株主に対して徹底的には強制しない事情が存在したため、「事実上は重役団を中心とする大株主・機能資本家団のみが無限責任をおう結果となっていたことは旧来と同様であった」（大塚，p.500）とも指摘する。

大塚は、「この改組において、当時すでにオランダにおいて明白に規定せられていた全社員の有限責任制を採用しなかったのは何故であっ

たか」と問う。そして、「ピューリタン・自営農民的民主制の意識がこの場合かえって有限責任制を阻害したのではあるまいか」（大塚，p.501）と述べているが、これはカトリックとプロテスタントにおける宗教教義の違いに関心のあるものにとっては、示唆に富む指摘である。

3 クロムウェル改組後の会社形態

「旧来の東インド会社およびコートン会社のメンバーのみならず、ひろく国民一般の出資がつけられ、ここに永続的な一会社企業が設立せられることとなった」（大塚，p.494）ために、「従来の東インド会社において多かれ少なかれ見られたような外廓たるカムパニー制と内容たる会社企業との規模の乖離は、クロムウェルの改組によって全く排除せられ、カムパニー制は永続的な会社企業の中に吸収しつくされ、東インド会社はここに全く一個の会社企業となるに至った」（大塚，p.495）という。

「クロムウェル改組後の東インド会社は『民主的な総会をそなえたるマグナ・ソキエタスないし先駆会社形態』という奇妙な姿をとっていた」（p.501）と大塚は表現する。すなわち、「東インド会社においては、先駆会社形態が、全社員の有限責任制を獲得しもって株式会社に推転するに先立って、民主的な総会を確立して民主的・近代的な構成をとるといふ顛倒した過程が迎られた」（大塚，p.501）というのである。

クロムウェル改組後の東インド会社がピューリタン革命の思想的影響で「民主化」の流れにあり、重役団の「機関化」や「総会の民主化」などが進行する中であっても、基本的な企業形態は「マグナ・ソキエタスないし先駆会社形態」であり、せいぜい「集中型のマグナ・ソキエタス」の段階にとどまっていたといえるようである（大塚，pp.500-501）。

IV 王政復古後のチャールズ二世下における経営実態と会社形態

1 チャールズ二世の「破産者に関する布告」

1660年春の王政復古とともにピューリタ

ン政権は崩壊する。東インド会社についても1657年に賦与せられたクロムウェルの特許状はチャールズ二世によって抹殺され、これに代って1661年新たな特許状が東インド会社に与えられた。

「チャールズ二世の特許状は一見復古的に見えて、しかも事実上はクロムウェルの改組を完成したものに外ならなかった」のであり、「チャールズ二世の治下において、東インド会社はあらゆる点において近代的株式会社の諸特質を完備するに至った（大塚、p.503）」と大塚は高く評価する。

大塚はいう。「王政復古は一見単なる復古にみえて本質において決してそうでなく、政権より脱落したのは特に自営農民であり、そしてこれに資本主義的地主が代ったのみであって、プロテクトレート制によってひらかれたブルジョアの発達道は閉されるどころかかえって一層完からしめられ、イギリス資本主義は洋々として展開を開始した」（大塚、pp.502-503）と。「かくて王政復古はピューリタンによって植えつけられた種苗をいっせいに成育せしめ、その実を刈りとった」（大塚、p.503）と大塚は表現する。

「1662年チャールズ二世は『破産者に関する布告の条例』を發布してjoint-stock companyに『全社員の有限責任制』を許容した。この立法の本当の理由については、王の側近が重役団を形成しており、彼らを守るためであったと推測されているが、立法趣旨としては、以下が書かれている。

「商業（trade and merchandise）を営むように育てられていない数々の貴族、紳士、貴顕の士が、しばしば、東インド会社あるいはギネア会社…その他の公の会社に多額の貨幣を投資し、この資本より利潤を受けているが……近來、かかる人々は破産法に従わしむべきではないという意見が生じてきた、云々…誰人にも東インド会社、ギネア会社あるいは何らかのjoint-stockにいくらかの額の貨幣を投資または出資し、あるいはするであろう者は、……破産法の下にある商人と考えられるべきではなく、またその責任を負わされるべきではない」（大塚、

p.504）。

この立法の理論的背景については、大塚は、以下のように述べる。

「これを理論的に表現すれば、東インド会社は原始的蓄積の使命を果たすべき前期産業資本として、ますますその前期的集中を高度化する必要にいまや迫られていた。しかも、集中の重みは一に重役団の肩上に堪えがたくおちかかるとに至った。無限責任の廃止すなわち有限責任制の確立がより以上の集中のためにどうしても必要なこととなっていたのである」（大塚、p.505）。

いずれにせよ、「民主的な総会」と「株主有限責任」の両者が成し遂げられたことになる。このことに対して大塚は、「いち早く近代的な『民主型』の株式会社形態が完成せられるに至った」と高く評価し、「はるかフランス革命ののち、ナポレオンのCode de Commerce（商法典）において始めて法典化せられ、したがってレーマンによって『フランス型』ともよばれているところの『民主型』株式会社は、かくて、イギリスにおいてはすでにそれにさきだつて一世紀半の昔に制度的に確立せられていたわけである」（大塚、pp.437-438）と感慨深げに語っている。

1688年の名誉革命を契機として、東インド会社内部でも、その経営権を巡って戦いが熾烈なものとなる。これまで劣勢であった議会派が力を盛り返し、宮廷派に「投票権問題」などで攻撃しはじめた。投票権については、「500ポンドを一票、4000ポンドを2票、それ以上は2000ポンドごとに1票」（大塚、p.512）という制度変更で攻勢をかけ、宮廷派のチャイルドは、これまでの投票権60を一挙に5まで減少させられている。

さらに、議会派である自由主義的反対派は競争会社の設立に動き、1698年には特許状を獲得し法人化された「イギリス新東インド会社（English Company trading into East Indies）」となっている。

この会社との苛烈な競争によりロンドン東インド会社の財政はさらに逼迫してゆくが、やがて1702年は二つの会社間でカルテルが7年間の期限付きで結ばれ、この期間満了後の

1709年に、両社は株式交換により完全に合併し「合同東インド会社（United Company of Merchants of England trading into the East Indies）」となる（大塚，p.513）。

東インド会社の株式は、きわめて「好ましき投資の対象」となって盛んに流通し、株価も高騰する。たとえば、100ポンド払込の「200ポンド株」が1677年には245ポンド、1681年には280ポンド、1683年には720-1000ポンドへと上昇続ける。このような株式相場の過熱により、資金を容易に集める手段として特許状によらず設立された偽似 joint-stock company というべき会社が多数出現する。

このような18世紀初頭の「泡沫会社」は、少額の等額株式制をとり、「無記名証券」となって、投機熱の下で流通したという。「無限責任制」は根拠なきものとなり、事実上、それらの「泡沫的」偽似 joint-stock companies は「全社員の有有限責任制」をもつ株式会社形態に移行していったという（大塚，p.518）。

投機熱の主要な推進力となったのは、1711年に特許状によってインコーポレートせられた「南洋会社」South Sea Companyであり、その名の示す南洋とは南アメリカの西海岸をさす。この会社はスペイン領アメリカの「銀」の取引を経営対象とするという「思惑的な性格」をもっていた。

南洋会社、東インド会社、王立アフリカ会社、ハドソン湾会社などの joint-stock companies の株式は、投機と高値とにおいて空前の規模に達した。投資熱が高まる中で、投機のためだけの内容不良な「泡沫会社（bubble companies）」が無数に設立され、それら株式も不当な高値を呼んだ。投機熱は1720年6月を頂点としてくずれはじめ、ついに12月には総崩れとなり、多くの経済的混乱と悲惨をもたらしたが、これが「南洋泡沫事件（South Sea Bubble）」である（大塚，pp.516-517）。

2 チャールズ二世下における経営実態

(1) 民主的構成の總會—出資額に応じた投票制—

民主的構成を実現する50ポンドを一票とするスライディング・スケール・システムが、チャールズ二世の特許状および改正設立趣意書の中に客観的に表現されており、その投票が『無記名投票によって』by ballot なさるべきことも明記されている。ちなみに、その頃の持株の分布の状態についてみると、最大持株が4000ポンドであることからそれほどの偏りなくゆきわたっていたことがわかる。

(2) 分割制から配当制へ—永続的資本—

1657年に「新法人認許条例」が成立し、ロンドン東インド会社は「永久資本の原則」をとる「無期限株」を発行している。クロムウェルの改組後7年にして「株式の証券化と自由な流通の進展」の結果として、周期的な一般的決算が規定されていたが、それも事実上意味なきものとなり、「会社企業の永続性」が決定的となった（大塚，p.506）。これについて大塚は、「株式会社形態に特有な『永続的資本への決定的な一歩』を印した」（p.506）と述べている。

「新法人認許条例」の中には、「株式ははじめは第7年末および爾後毎3年末に評価すべき条項」があり、「株主はこれによって評価した自己の持分を会社への参加を希望する他人に譲渡する権利」があり、これにより「株主の地位を脱退することも新たに株主になることも、ずっと簡単にできるようになった」（Littleton, 訳 pp.314-315）。

1661年には、東インド会社の総監督は、株主に対する分配は、これまでの「持分の分配（divisions）」によることを廃し、「会社の獲得した利益」すなわち「配当」（dividends）によってなすように改めた。ここに至り、「資本」と「収益」の区別が明確化され、近代企業の性格をもつようになった（Littleton, 訳 p.315）。また1662年、クロムウェル改組以降第一回の配当以後、旧来の「分割制」を廃止し、利益金のみを分配する「配当制」に移行している（大塚，pp.506-507）。

(3) 取締役会の成立

1698年にイギリス（新）東インド会社に賦与せられた特許状は、さらに後の合同東インド会社に対してもオーソリティーをもつものであり、以下の会社形態上、注目すべき内容を含んでいる（大塚, p.514）。

- ① 重役団が旧来の総裁・理事制から24人よりなる「取締役会」board of directorsの姿に改組された。
取締役は2000ポンド以上の株主中より総会にて選出され、総会の投票権は500ポンド以上の各1票制であった。
- ② 額面100ポンドの等額株式となったが、これは多数の少額株主の存在を想定するものであり、ソキエタス社員個人に対してではなく「会社自体」ないし「株」への直接的投資というスタンスへの変化と捉えられる。

(4) 全社員の有限責任制

1665年3月に改正された東インド会社・新合本の『設立趣意書』に、「『各出資者が会社に対して負える負債については彼の出資金および配当金が、責任にあてらるべきであって、〔それは〕この負債または約定が完済されるまで留置される』」と規定されている。すなわち、責任の範囲は、出資金と配当金であって、彼の私財産ではないことから、「『全社員の有限責任制』の確立は明瞭である」と大塚は締めくくっている。」（p.504）

3 チャールズ二世下の会社形態

1662年のチャールズ二世の「破産者に関する布告の条例」を契機として、「東インド会社は他のjoint-stock companiesとともに、株式会社へと移行した」と大塚は判断し、しかもそれが「民主的総会をそなえるところの近代的株式会社」であると評価する。そしてjoint-stock companyが「『株式会社』limited liability companyとよばれるにふさわしくなったのはまさにこの時以来のことである」（大塚, p.505）とも指摘する。

大塚は「民主的総会」がイギリスで花開いた

ことを高く評価し、「この意味で、オランダ東インド会社が株式会社の起源であるならば、イギリスの東インド会社は近代的株式会社の起源といえることができよう。イギリスの東インド会社はかかる世界史的意義をもつものであった」（大塚, p.492）と述べている。

大塚の観点では、株式会社のメルクマールとして何よりも重大なのは、「全社員の有限責任制」の確立である。そのため、大塚はチャールズ二世の「有限責任」の公告をもって、イギリス東インドの会社は株式会社となり、しかも民主的な総会をもつという意味で「近代的」な株式会社に移行したと表現するのである。

投機熱が高まり、「泡沫会社」が無数に設立された時期の会社形態は、偽似joint-stock companyなる形態である。これは、そもそもクロムウェルのプロテクトレート制治下以降に簾生しはじめたものであると言われるが、特許状によってカンパニー的外郭を与えられておらず、したがって「公的な法人」body politic, corporationではないが、「事実上いわゆるjoint-stock companyと相似的な法人（corporation）としての姿を有し、会社機関と譲渡自由な株式制を具える巨大なパートナーシップ」（大塚, pp.517-518）である。

そして、「この投機時代のイギリスにおいては、株式会社の設立の合法的な道である『特許制度』（特許状による設立）をふみこえて、すなわちjoint-stock company制度の外側に、事実上『株式会社』limited liability companyが族生するに至った」（大塚, p.518）と大塚は解説する。

偽似joint-stock companyは、会社機関と株式制を持っていても、法人格を持たず、制度上は無限責任を負うのなら、まさしく組合（partnership）の範疇である。組合なら本来なら、無限責任である。しかし、現実には、「巨大なパートナーシップ」でありながら、「事実上の有限責任」を謳歌していたとするなら、この無責任のつけははずれ誰かが払うことになるしかない。そして1720年に高騰していた株が暴落し、多くの一般投資家が損失を被ることに

なるのである。

バブル崩壊により1720年の「泡沫会社法(Bubble Act)」が成立し、特許状による法人会社しか活動が許されず、特許状を持たぬ会社の活動が禁止されるという事態となる。つまり、法人会社のみが公的に活動が認められる時代が1825年のBubble Actの廃止までの約100年間続くのである。

19世紀における集中の必然性は18世紀の初頭のそれともはや範疇的に異なる「のっぴきならぬ客観的条件」を持ったと大塚は指摘する(大塚, p.520)。すなわち、19世紀に入るや再び特許状なき偽似 joint-stock company が醸生するが、「それらは一般に集中進行の必要から切に『全社員の有限責任制』の許容を希求するに至った」という(大塚, p.520)。つまり、「亡びゆく古き商業資本の集中であるどころか、今や重工業を掌握し、いちじるしく有機的構成をたかめてきた産業資本の集中の必然性であった」(大塚, p.520)のである。

株式会社形態は、古き「特許状による設立」から1844年の『joint-stock company 条例』および1855年の『有限責任条例』によって、「準則主義」に移行し、ここによく、「イギリスの株式会社 (limited liability company) は特殊イギリス的な joint-stock company という制度を完全に蟬脱」(大塚, p.520)することになる。

この流れを素直に眺めると、1720年以前の偽似 joint stock company の多くが法人格をもってはならず、明確に株式会社とは区別される会社形態であり、いわゆる「人的結合」の組合の範疇にとどまることは明白である。

V おわりに

1720年の「泡沫会社法」により、イギリスにおいて「特許状による法人会社」しか株式会社と認めない考え方が正当化されたことの歴史的な重みを考えなければならない。インコーポレートされた会社という存在は「固定資本の永続化」に不可欠なものであると同時に、「永遠性」

を内包した観念体としての「法人」ないし「会社それ自体」という存在を拒否反応なしに受け入れる精神を必要とする。

私は、corporationの成立要件を大塚のように「有限責任」のみに求める発想には立たない。大塚の考え方とは逆に、大塚がほとんど重視しない「法人性」にcorporationの成立要件を求める立場に立つ。このような観点でロンドン東インド会社の会社形態の変遷を整理すると、法人格を形式的に与えられた「組合」が理念上の本来の「法人」へと紆余曲折を経て進化してゆく過程として見るができる。

株式会社のエポックメイキングはオランダ東インド会社ではなく、イギリス東インド会社にあると思われる。法人の概念の導入はイギリスにおいてであり、オランダに法人という発想はないようである。また、オランダに逆輸入されたといわれるフランスでの会社法はイギリスに少し遅れて制定されていることは注目に値する³⁾。

会計制度の研究からみても、ヨーロッパの会社形態としては、①アングロ・サクソン・北欧型—イギリス・アメリカ・北欧型—②フランコ・ジャーマン型—フランス・ドイツ型—が異なる類型として成立している。

そしてヨーロッパにおいても、「イギリスの資金調達方法や会社の形態が、特異なものであった」(仁木, p.27)という指摘がある。

「アングロ・サクソン・北欧型」のイギリス会計の特徴は、「会社の資金調達の方法が証券市場を中心としたもの」であり、「計算書類は投資家を中心とする利害関係者への情報開示を目的」としており、「慣習法の法制度のもと、会計規定は詳細な規定はなく、大きく原則を示す」ものである。これに対し、「フランコ・ジャーマン型」である「フランスやドイツでは会社の資金調達は銀行借入や社債の発行が中心」であり、「証券市場規模も小さく、「両国とも有限会社が大半を占めていた」という。

joint stock companyの概念については、イギリスとアメリカでは定義上の差異があることが指摘されている(鈴木, 2003)。アメリカの

joint stock company は partnership として理解されており、株式方式をとる合本組合であり、法人ではなく無限責任社員からなる組合として定義されている。これは旧きイギリスの joint-stock company の性格そのものである。

これに対して、イギリスにおける joint stock company の定義は、本稿でもその変遷を跡付けたように、歴史的な変遷を経験した企業形態であり、時代によりその内実が大きく異なる。イギリスにおいては、登記により法人化の道を開いた 1844 年の会社法が一つの区切りをなす。つまり、旧来の joint stock company に対して、登記し「法人会社」として新たな一歩を踏み出すか、登記をせずに古い「組合」形態に留まるかの二者選択を迫ったのである。登記することで company limited by shares, company limited by guarantee, unlimited company のどれかとして「登記会社」となる道があり、また、登記せずに古き joint stock company, chartered company に留まる道に枝分かれしたのである（鈴木, 2003）。「有限責任」を欲した joint stock company は法人格をもつ corporation への道を選び、後者の古き joint stock company にとどまった会社形態はやがて時代の流れとともに実質的に消滅することになる。

ロンドン東インド会社は形式的に設立と同時に「法人格」を与えられながら、本質的には「組合」であり続け、近代に至りようやく法制度が整備されるなどして「法人」としての会社形態への移行が完了するのである。

結論的に言えば、「株式会社の起源」を求めるとするならば、オランダ東インド会社ではなく、corpus mysticum の発想を根幹にもつ「法人」概念と深く結びついたイギリス東インド会社ということになる。

大塚は「全社員の有限責任制」というものを株式会社成立のメルクマールと考えおり、それゆえ、1662 年のチャールズ二世の「破産者に関する布告の条例」により事実上で「有限責任」が公示されたことで、イギリスにおける株式会社制度の誕生と見たのである。しかも、クロム

ウェガル期の「民主化」運動の影響で「総会の民主化」が成し遂げられたことをもって、イギリス東インド会社を「近代的」な株式会社であると評価するのである。

しかし、大塚のこの見方には異論を差し挟まざるをえない。大塚は、「法人格」の意義についてまったく重視しないが、わたくしは、「法人格」の観念こそが株式会社の本質であると考えている。「法人」という観念の成立を株式会社の主要メルクマールと考える立場からすると、活動の主体としての「法人」が形骸化している段階で株式会社制度が完成したとは言い難いのである。

「法人格をめぐる法形式の整備」と「法人」という観念に対する心理的受容」という二側面での理解が進まなければ「株式会社」の真の完成とは言えない。イギリスの場合、1844 年の joint stock act 以降、まずは「登記による法人性の獲得」が可能となり、その後 1855 年の「有限責任法」と翌年 1856 年の統合会社法で「法人格をめぐる法形式の整備」がなされたのである。しかし、「法人」という観念に対する心理的受容」については一朝一夕には進まないことも事実である。corporation の本体となる「法人」という観念に対して、人間中心的な発想をする人々は拒否反応を示し、ともすれば「組合」の会社観に先祖帰りするのである。

現代の株式会社が中心となって経済活動が動いている世の中にあっても、「法人」という観念が本当の意味で受け入れられず、「株主」という出資者が「会社」の本体であるとの誤った解釈をなし、「会社は株主のものである」と主張する者が多数いる。これは、corporation と company の会社観の違いを無視するところから出てくる考えである。corporation という概念を深く理解するためには、「法人」の概念と深く結びつく corpus mysticum という歴史的な観念をさらに突き詰めて探究する必要があるものと思われる。

参考文献

大塚久雄 (1969) 『大塚久雄著作集 第一巻 株式

会社発生史論』岩波書店

中條秀治（2017）「組合理」企業としてのオランダ東インド会社—大塚久雄『株式会社発生史論』の再検討（3）—、『中京経営研究』，第26巻

中條秀治（2016）「株式会社発生前史としての『分散型』と『集中型』の2つのマグナ・ソキエタス—大塚久夫『株式会社発生史論』の再検討（2）—」、『中京経営研究』，第25巻

中條秀治（2015）「株式会社の起源—大塚久雄『株式会社発生史論』の再検討（1）—」、『中京経営研究』，第24巻

中條秀治（2013）「団体の概念—corpus mysticum とは何か—」、『中京経営研究』，第22巻 第1・2号

仁木久恵（2013）「フランス会計基準における研究開発の分析的研究—プラン・コンタブル・ジェネラルの展開を基軸として—」愛知工業大学大学院経営情報科学研究科 博士論文

堀江洋文（2007）「イギリス東インド会社の盛衰」『専修大学人文科学研究所』，230巻

大隅健一郎（1987）『新版 株式会社法変遷論』有斐閣

Kantorowicz, E.H. (1957) *The King's Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology*, Princeton University Press, (小林公訳, 『王の二つの身体 (上下)』ちくま学芸文庫, 2003)

科野孝蔵（1988）『オランダ東インド会社の歴史』同文館

Littleton, A.C. (1933) *Accountin Evolution to 1900*, The American Institute Publishing Co., Inc. (片野一郎訳, 『リトルトン会計発達史』, 同文館, 1952)

中野常男（2002）「株式会社と企業統治：その歴史的考察—オランダ・イギリス両東インド会社に見る会社機関の態様と機能—」, 『経営研究』, 神戸大学, No.48

永積 昭（2000）『オランダ東インド会社』講談社学術文庫

小島昌太郎（1958）『比較株式会社形態論』有斐

関

Reynders, P., et al (2009) *A Translation of the Charter of the Dutch East India Company, Australia on the Map Division of the Australasian Hydrographic Society.*

森 泉（1976）「企業形態としての株式会社」『経済学研究』，26（4）：115-144, 北海道大学

森 泉（1977）「合名 - 合資 - 株式会社の論理：大塚久雄『株式会社発生試論』の場合」『経済学研究』，27（1）：59-84, 北海道大学

鈴木芳徳（2003）「株式会社とジョイント・ストック・カンパニー」『神奈川大学商経論叢』38巻3号

武市春男（1975）「イギリス会社法発展史論」城西経済学会誌11巻

武市春男（1973）「イギリス法上の会社と組合」城西経済学会誌9巻2号

田淵保雄（1973）「1602年のオランダ東インド会社の特許状について」『東南アジア—歴史と文化— 3』, 東南アジア史学会, pp.82-96

注

- i 大塚の数字表記は和式であるが、読みやすさを優先してアラビア数字に改めた。
- ii 大塚の原文では a Jointed and a vnyted stock と古語がそのまま使われており理解を妨げるので、vnyted を現代語の united に改めた。
- iii 1867年会社法商事王令では第4章「会社 (Des Sociétés)」において、「一般会社 (société générale)」および「合資会社 (société en commandits)」が規定されており、ナポレオン商法典では第19条で「合名会社 (société en nom collectif)」, 「合資会社 (société en commandits)」および「無名会社 (société anonyme)」の会社形態が規定されている。この無名会社が株式会社とも訳されている。1856年「株式合資会社 (société en commandits par action) 法」, 1863年「有限責任会社 (société à responsabilité limitée) 法」が定められ、その後、これら二つの法律は、1867年「会社法」として統合された (仁木, P.14)。